

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		利子補給の取消し
所 管 部 課 係 名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市中小企業融資利子補給規則第6条 利子補給の交付を受けようとする者及び利子補給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する事実があると認める場合は、その許可を取り消し、補給金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 約定どおり元金の返済及び利子を支払っていないとき。 (2) 借入金が申込みどおりの用途に使われていないとき。 (3) 虚偽の申請をしているとき。
処  分  基  準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定の理由： 第1号及び第2号については、本規則中に具体的に定められており、改めて処分基準を加える必要がないため。 「虚偽の申請をしているとき。」とは、制度融資の申込み資格にあるとおり、市内で事業を営んでいる者が対象者であり、その者が市内に転出したにもかかわらず、所在を偽って申請したときとする。
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）